

公益財団法人いわて産業振興センター役員等報酬及び費用に関する規程

平成 24 年 7 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）定款 15 条及び第 31 条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用の弁償について必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員と役員を併せて役員等という。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員及び非常勤役員が評議員会または理事会に出席する場合の報酬は、1 回当たり 10,000 円とする。

- 2 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に支給する報酬は、月額給与及び賞与とし、年額 7,500,000 円を限度に評議員会が決定する。
- 4 前項にかかわらず、使用人を兼ねる常勤役員には、管理職手当相当分を報酬として支給することとし、その額は、月額 94,300 円を限度に評議員会が決定する。
- 5 監事が監査等の業務を行う場合の報酬は、1 回当たり 10,000 円とする。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、退職金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 前条第 1 項及び第 5 項の報酬は、法令等に基づき報酬等から控除すべきものの金額を控除し、その残高を現金または口座振込等の方法により支給する。

- 2 前条第 3 項及び第 4 項の報酬等は、法令等に基づき報酬等から控除すべきものの金額を控除し、その残高を口座振込等の方法により支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 第3条第1項及び第5項の報酬の支給日は、評議員会若しくは理事会の開催日または監査の日から起算し7日以内とする。

2 第3条第3項及び第4項の報酬等の支給日は、月額給与は毎月15日(その日が金融機関休業日に当たるときは、以後最初の金融機関営業日)、賞与は毎年6月30日及び12月10日(その日が金融機関休業日に当たるときは、支給日以前の最も後の金融機関営業日)とする。

(費用の弁償)

第6条 役員等が、その職務遂行のために負担した費用については、これを支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程はセンターホームページにより公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は平成25年7月10日から施行する。